

# 小田原テニス協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、小田原テニス協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、理事長宅又は理事長の指定場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、テニスの普及、振興を図るとともに、加盟する団体相互の親睦を図り、テニスを通じて健康を増進し、社会教養を高め、地域スポーツの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) テニスの普及、振興及び指導
- (2) 各種試合及び大会の開催
- (3) その他本会の目的に必要な事業

(上位団体)

第5条 本会は、神奈川県テニス協会に加盟する。

## 第2章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 本会は、2市7町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、開成町、山北町、中井町、箱根町、真鶴町）を活動の中心とするテニスを愛好する団体によって組織する。

(加盟団体の入会、退会、更新)

第7条 本会に入会する団体は、所定の書式により申込み、理事会の承認により加盟する。退会する団体は、退会届を提出する。

第8条 加盟団体は、総会までに所定の書式により更新の手続きをするものとする。

(加盟団体の会費)

第9条 加盟団体は、入会又は更新時に、加盟費を納入する。

2 納入した加盟費は、理由の如何を問わず返却しない。

3 前項の規定にかかわらず、相当の理由が認められる場合は、加盟費を減額あるいは徴収しないことができる。

(加盟団体の除名)

第10条 加盟団体が、本会則に違反するか、本協会の名誉を著しく傷つけた行為があったときは、総会の決議により除名または処分することができる。

### 第3章 機関

(機関)

第11条 本会の機関として、総会、理事会及び四役会を置く。

第12条 総会は、本会の最高決議機関であって、本会役員及び加盟団体代表者によって構成され、会長がこれを招集し、毎年1回、会計年度終了後45日以内に開催する。また、加盟団体の3分の2以上の要請又は会長が必要と認めたときに随時これを開催する。

第13条 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、代表者の代理の出席を可とし、代表者が出席したものとみなす。

2 総会の議長は、会長又は総会出席者の中から会長が指名した者がこれに当たり、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 会長は、総会の招集が困難と判断した場合、議案に対し構成員全員が意見を表明できる書面又は電子ファイルによる議決を行うことができる。

第14条 理事会は、本会の運営企画及び執行機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、行事担当理事、会計で構成され、理事長がこれを招集する。

2 議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、理事長がこれを決する。

3 理事長は、理事会の招集が困難と判断した場合、議案に対し構成員全員が意見を表明できる書面又は電子ファイルによる議決を行うことができる。

4 理事長は、理事会において早急に審議決定すべき議案で、かつ理事会の招集が困難と判断した場合、理事全員に四役会の招集を連絡後、四役会を招集できる。

第15条 四役会は、理事会の補助執行機関であって、会長、副会長、理事長、副理事長で構成され、理事長がこれを招集する。

2 議事は役員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、理事長がこれを決する。

3 理事長は、四役会の招集が困難と判断した場合、議案に対し四役全員が意見を表明できる書面又は電子ファイルによる議決を行うことができ、結果を理事全員に通知する。

(機関の任務)

第16条 総会及び理事会の任務は以下のとおりとする。

(1) 総会は次の事項を審議し決定する。

ア 事業計画に関すること

イ 予算及び決算に関すること

- ウ 会則の改定に関する事
  - エ 役員選挙に関する事
  - オ その他本会の運営に関する重要な事項
- (2) 理事会は次の事項を審議し決定する。
- ア 総会より委任された事項
  - イ 総会に提出すべき議案の作成
  - ウ その他本会の運営に必要な事項
- (3) 四役会は次の事項を審議し決定する。
- ア 理事会より委任された事項
  - イ その他本会の運営に必要な事項

## 第4章 役員

(役員)

第17条 本会に次の役員を置く。

- |         |       |            |     |
|---------|-------|------------|-----|
| (1) 会長  | 1名    | (2) 副会長    | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名    | (4) 副理事長   | 若干名 |
| (5) 理事  | 25名以内 | (6) 行事担当理事 | 5名  |
| (7) 会計  | 2名    | (8) 会計監査   | 2名  |
| (9) 顧問  | 若干名   |            |     |

(役員選出)

第18条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、前年度理事会において推挙され、総会で選出する。
- (2) 副会長、理事長及び顧問は、会長が選任し、総会の承認を得て委嘱する。
- (3) 副理事長、理事、行事担当理事、会計及び会計監査は、理事長が選任し、総会の承認を得て会長が委嘱する。なお、行事担当理事および会計監査は各加盟団体の輪番制とし、行事担当理事は5団体、会計監査は2団体より各1名を選出する。ただし、会計監査は理事会構成員を除く。

(役員任期)

第19条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 行事担当理事及び会計監査は1年、他の役員は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後でも後任者が決定するまではその職務を行わなければならない。

## 第5章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(会計)

第21条 本会の経費は、加盟費、補助金、大会繰入金及びその他の収入によって支弁される。

第22条 会長は、その年度の収支予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

附 則

(会則の改正)

1 本会則は、総会出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。

(施行期日)

2 本会則は、平成27年1月24日から施行する。

(廃止)

3 「小田原テニス協会規約」(平成17年2月19日改定)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 本会則は、令和4年1月30日から施行する。